

御所浦町	平成17年 6月10日	午前9時から正午まで	横浦島コミュニ ティセンター
牛深市	平成17年 6月13日	午後1時から午後4時まで	須口地区健康セ ンター
牛深市	平成17年 6月14日	午前9時から午後4時まで	牛深市総合セン ター
牛深市	平成17年 6月15日	午前9時から午前11時半ま で	魚貫町交流促進 センター
牛深市	平成17年 6月15日	午後2時から午後4時まで	二浦多目的集会 施設
牛深市	平成17年 6月16日	午前9時から午後4時まで	牛深市総合体育 館
牛深市	平成17年 6月17日	午前9時から正午まで	深海町ふれあい センター
天草町	平成17年 6月20日	午後1時から午後4時まで	天草町大江出張 所
天草町	平成17年 6月21日	午前9時から正午まで	天草町下田出張 所
天草町	平成17年 6月21日	午後1時半から午後4時まで	天草町福連木出 張所
天草町	平成17年 6月22日	午前9時から午後3時まで	天草町役場
苓北町	平成17年 6月23日	午前9時から正午まで	苓北町坂瀬川出 張所
苓北町	平成17年 6月23日	午後1時半から午後4時まで	苓北町富岡出張 所
苓北町	平成17年 6月24日	午前9時から午前10時半ま で	苓北町都呂々出 張所
苓北町	平成17年 6月24日	午前11時から午後2時まで	苓北町役場
五和町	平成17年 6月27日	午後1時から午後4時まで	五和町手野みか ん選果場
五和町	平成17年 6月28日	午前9時から午後4時まで	天草漁協二江荷 捌所
五和町	平成17年 6月29日	午前9時から午後4時まで	五和町役場
本渡市	平成17年 6月30日	午前9時から午前10時半ま で	本渡市下浦町公 民館
本渡市	平成17年 6月30日	午前11時から正午まで	本渡市志柿町公 民館
本渡市	平成17年 6月30日	午後1時から午後4時まで	本渡市楠浦町公 民館
本渡市	平成17年 7月1日	午前9時から午前10時まで	本渡市宮地岳町 公民館
本渡市	平成17年 7月1日	午前11時から正午まで	本渡市栢宇土町 公民館
本渡市	平成17年 7月4日	午前11時から正午まで	本渡市本町公民 館

本渡市	平成 17 年 7 月 4 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	本渡市佐伊津町 公民館
本渡市	平成 17 年 7 月 5 日	午前 9 時から正午まで	本渡市亀場町公 民館
本渡市	平成 17 年 7 月 5 日	午後 1 時半から午後 4 時まで	本渡市民セン ター
本渡市	平成 17 年 7 月 6 日	午前 9 時から午後 4 時まで	本渡市民セン ター
本渡市	平成 17 年 7 月 7 日	午前 9 時から正午まで	本渡市民セン ター

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 17 年 5 月 9 日から 平成 17 年 7 月 7 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにおいては、その計量器の所在場所

3 実施機関

指定定期検査機関（社団法人熊本県計量協会）。

熊本県告示第 496 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により平成 17 年 3 月 31 日付けで専決した平成 16 年度熊本県一般会計補正予算（第 5 号）の要領は、次のとおりである。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

専第 36 号

平成16年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成16年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 756,178,171千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成17年3月31日専決

熊本県知事 潮 谷 義 子

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 債		112,215,344		112,215,344
	1 県 債	112,215,344		112,215,344
歳 入 合 計		756,178,171		756,178,171

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 費		81,733,706		81,733,706
	1 農 地 費	32,996,740		32,996,740
	2 林 業 費	18,530,709		18,530,709
	3 水 産 業 費	7,737,102		7,737,102
2 土 木 費		113,754,920		113,754,920
	1 道 橋 り よ う 路 費	54,702,724		54,702,724
	2 河 川 海 岸 費	24,113,499		24,113,499
	3 港 湾 費	5,330,872		5,330,872
	4 都 市 計 画 費	10,007,734		10,007,734
3 災 害 復 旧 費		8,035,444		8,035,444
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	3,092,141		3,092,141
	2 土 木 災 害 復 旧 費	4,637,256		4,637,256
歳 出 合 計		756,178,171		756,178,171

第2表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良国庫補助事業費	5,402,000	(借入先) 財務省、日		据置期間を 含め30年以内	5,406,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	370,000	本郵政公社、		半年賦元利	372,000			
林道国庫補助事業費	702,000	公営企業金融		均等償還又は	705,000			
治山国庫補助事業費	2,441,000	公庫、会社、 その他		元金均等償還、 満期一括償還	2,446,000			
沿岸漁場整備開発国庫補助事業費	337,000	(借入方法) 証書借入又		等 但し、県財	332,000			
河川国庫補助事業費	2,135,000	は証券発行 (その他)	年 10 % 以 内	政の都合によ り、繰上償還	2,167,000	(補 正 前 に 同 じ)		
海岸保全国庫補助事業費	461,000	工事その他		をなし、又は	481,000			
港湾建設国庫補助事業費	1,138,000	の都合により、 一部もしくは		借り換えをす ることができ	1,147,000			
街路国庫補助事業費	1,084,000	全部を翌年度		る。	1,127,000			
治山直轄事業負担金	130,000	以降に繰り下 げて借入れ			136,000			
道路直轄事業負担金	5,037,000	することがで きる。			5,090,000			
河川直轄事業負担金	3,650,000	発行価格が			3,658,700			
港湾直轄事業負担金	685,000	額面金額を下 回るときは、			693,000			
水産施設災害現年発生国庫補助事業費	5,000	その発行差額			4,000			
漁港災害現年発生国庫補助事業費	111,000	をうめるため 必要な金額を			108,000			
公共土木現年発生国庫補助事業費	1,136,000	加算した額を 限度額とする			1,139,000			
港湾災害現年発生国庫補助事業費	82,000	ことができる。			69,000			
公共土木直轄災害復旧事業負担金	252,000				193,000			
単県林道整備事業費	1,459,000				1,456,000			
単県街路整備事業費	1,445,000				1,341,000			
農林水産施設現年発生単県災害復旧事業費	46,000				38,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
公共土木現年 発生単県災害 復旧事業費 減税補てん債	千円 107,000 3,265,000	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することがで きる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年 10 % 以 内	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができ る。	千円 106,000 3,265,300				(補 正 前 に 同 じ)
計	31,480,000				31,480,000				

熊本県告示第 497 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	501号	熊本市小島下町字葭場開	前	14.0 ～ 15.7	54.7	側溝施設の区域編入
		同所 同字 1570番3地先から 1570番1地先まで	後	15.8 ～ 20.3		

2 区域変更する期日 平成 17 年 4 月 18 日

熊本県告示第 498 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	387号	阿蘇郡小国町大字黒淵字神の前	前	9.6 ～ 26.0	64.0	不用物件の交換
		同所 同字 6191番1地先から 6196番1地先まで	後	8.0 ～ 14.0		
一般 県道	坂瀬川 御領線	天草郡苓北町大字坂瀬川字種草	前	4.5 ～ 9.5	130.0	単橋改
		同所 1464番 地先から 字越路 1523番6地先まで	後	8.5 ～ 15.5		

2 区域変更する期日 平成 17 年 4 月 18 日

熊本県告示第 499 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 17 年 4 月 18 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 4 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等